11　法第三十七条の十四の二第五項第六号ニ(1)に規定する災害等事由による返還等その他政令で定める事由は、同号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設している同号イの口座に設けられた課税管理勘定に係る上場株式等（同条第三項に規定する上場株式等をいう。第十四項において同じ。）の上場等廃止事由による当該口座からの払出しとする。

12　法第三十七条の十四の二第五項第六号ニ(2)に規定する政令で定める譲渡は、同号の上場株式等の譲渡であつて第七項各号に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当該口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われないものに限る。）とする。

13　法第三十七条の十四の二第五項第六号トに規定する政令で定める事項は、金融商品取引業者等の営業所の長に出国移管依頼書を提出した個人が当該金融商品取引業者等と締結した課税未成年者口座管理契約及びその履行については、その出国の時から帰国の時までの間は、当該個人を居住者とみなして同項第五号及び第六号（同号ロ及びヘを除く。）の規定を適用することとする。

14　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設している未成年者口座又は法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座に係る未成年者口座内上場株式等又は法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等につき、第十七項において準用する第二十五条の十三第十項第二号から第九号までに規定する事由が生じたことにより当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が上場株式等以外の株式等を取得した場合には、当該事由が生じたことによる未成年者口座内上場株式等の未成年者口座からの払出し及び特定口座内保管上場株式等の課税未成年者口座からの払出しは法第三十七条の十四の二第四項第一号、第五項第二号ヘ若しくは第六号ニ、第六項第二号又は第八項第一号ロに規定する移管又は返還に該当しないものとして、同条及びこの条の規定を適用する。

15　第二十五条の十三第二項及び第三項の規定は、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までに当該未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合に法第三十七条の十四の二第六項第一号から第三号までの規定により未成年者口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、第二十五条の十三第二項中「第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等」とあるのは「第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等」と、「非課税口座内上場株式等以外」とあるのは「未成年者口座内上場株式等以外」と、「第三十七条の十四第三項」とあるのは「第三十七条の十四の二第三項」と、「当該非課税口座内上場株式等の」とあるのは「同条第六項第一号から第三号までの規定による未成年者口座内上場株式等の」と、「に当該非課税口座内上場株式等」とあるのは「に当該未成年者口座内上場株式等」と、同条第三項中「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と読み替えるものとする。

16　法第三十七条の十四の二第八項第二号に規定する政令で定める金額は、次に掲げる上場株式等の取得対価の額及びその上場株式等の取得に要した費用の額とする。

一　上場等廃止事由が生じた上場株式等

二　第七項各号に掲げる譲渡（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当該口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われないものに限る。）があつた上場株式等

17　第二十五条の十三第二項から第四項まで、第六項、第七項、第十項、第十一項及び第十四項から第二十四項まで並びに第二十五条の十三の二から前条までの規定は、法第三十七条の十四の二の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「非課税口座開設届出書」とあるのは「未成年者口座開設届出書」と、「非課税適用確認書」とあるのは「未成年者非課税適用確認書」と、「非課税口座異動届出書」と、「非課税口座移管依頼書」とあるのは「未成年者口座移管依頼書」と、「出国届出書」とあるのは「未成年者出国届出書」と、「非課税口座開設者死亡届出書」とあるのは「未成年者口座開設者死亡届出書」と、「非課税口座年間取引報告書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十五条の十三第二項	法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この条、次条及び第二十五条の十三の六において「非課税口座内上場株式等」という。）	未成年者口座内上場株式等
	当該非課税口座内上場株式等	当該未成年者口座内上場株式等
第二十五条の十三第三項	第三十七条の十四第三項	第三十七条の十四の二第三項
	非課税口座内上場株式等	未成年者口座内上場株式等
第二十五条の十三第四項	第三十七条の十四第四項に	第三十七条の十四の二第四項に
	第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由	第三十七条の十四の二第四項各号に掲げる事由又は契約不履行等事由
第二十五条の十三第六項	第三十七条の十四第五項第二号	第三十七条の十四の二第五項第二号ロ
第二十五条の十三第七項	第三十七条の十四第五項第二号	第三十七条の十四の二第五項第二号ニ及び第六号ロ
	非課税口座（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座をいう。以下この条から第二十五条の十三の六までにおいて同じ。）	未成年者口座又は課税未成年者口座
	が非課税口座	が未成年者口座又は課税未成年者口座
第二十五条の十三第十項	第三十七条の十四第五項第二号ロ	第三十七条の十四の二第五項第二号ロ(2)及びハ(2)
	非課税口座に	未成年者口座に
	非課税管理勘定	非課税管理勘定又は継続管理勘定
	非課税口座内上場株式等	未成年者口座内上場株式等
	振替口座簿（法第三十七条の十四第一項に規定する振替口座簿をいう。以下この項及び第二十五条の十三の六において同じ。）	振替口座簿